

## 規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十一号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の備考二八を削る。

様式第三号中「**四**」を削る。

様式第十一号中「**イ**」を「**先**」に改め、「（**イ**）」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、様式第三号及び様式第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。